

[事案 2023-183] 団体取扱特約適用請求

・令和 6 年 6 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

代理店の誤説明を理由に、保険料について団体取扱特約の適用を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 12 月に募集代理店を通じてがん保険（団体取扱特約付）を契約したが、その後、自分は平成 13 年 3 月に A 社を退職し、系列会社である B 社に入社した。さらに、平成 22 年に B 社は C 社に合併され、平成 28 年に D 社に合併されたものの、いずれの会社でも団体取扱特約が適用されていたが、その後 D 社を退職したところ、令和 5 年 4 月より本契約の保険料が個人取扱となった。しかし、以下等の理由により、本契約の保険料について、団体取扱特約が適用された保険料にしてほしい。

- (1)平成 5 年に、代理店から、保険料が終身変わらない、退職後も同額の保険料で自動引き落としをするとの内容の書面を受け取っており、募集人からもそのように説明された。
- (2)平成 17 年に、保険会社との協議の結果、団体取扱特約が適用された保険料で変わらないことを確認している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が受け取った書面のうち、「同額の保険料で」というのは誤記であると考えられるが、保険契約は附合契約であるから、このような誤記によって保険契約の内容が変更されることはない。
- (2)平成 17 年 9 月に団体取扱特約の適用団体への申立人の所属確認ができなかったが、その後適用団体である B 社への所属確認ができたため、団体取扱に変更したものであり、退職後も団体取扱特約が適用された保険料であることを確認した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、本契約締結の直後に代理店から書面を交付されたが、この書面には、「ご退社されて、給与天引きが出来なくなった場合には、同額の保険料で銀行から自動引き落としさせていただきます」と記載されており、募集人から、同記載のように説明されたものと推測される。同記載内容が、本契約の約款等に照らして誤ったものであることは明らかである。
- (2)本件で提出されている証拠および申立人の事情聴取の結果を踏まえると、申立人が平成 13 年に A 社を退社した際に、本来であればその時点で団体取扱特約を失効させ、普通保険料に上げる必要があったにもかかわらず、申立人が実際には所属していない団体に所属して

いることにして、月額保険料が変わらないように手続がなされたものと認められる。

- (3) 募集人が既に退職しており、事情聴取を実施することができなかったため、上記行為がどのような経緯で行われたのか認定できないものの、申立人が主導して上記手続を実行したと考えることは困難であり、募集代理店による不適切な行為があったものと考えられる。